

松江市教育委員会会議規則の一部を改正する規則ほか 2 規則をここに公布する。

令和 3 年 2 月 18 日

松江市教育委員会 教育長 清 水 伸 夫



松江市教育委員会規則第 1 号

松江市教育委員会会議規則の一部を改正する規則

松江市教育委員会規則第 2 号

松江市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則

松江市教育委員会規則第 3 号

松江市教育委員会教育長職務代理者に関する規則

松江市教育委員会会議規則の一部を改正する規則

松江市教育委員会会議規則(平成 17 年松江市教育委員会規則第 1 号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
目次	目次
第 1 章 略	第 1 章 略
第 2 章 会議(第 3 条—第 <u>11 条</u>)	第 2 章 会議(第 3 条—第 <u>12 条</u>)
第 3 章 会議録(第 <u>12 条</u> —第 <u>15 条</u>)	第 3 章 会議録(第 <u>13 条</u> —第 <u>17 条</u>)
第 4 章 請願(第 16 条—第 18 条)	
第 5 章 補足(第 19 条)	
附則	附則
	<u>第 9 条 教育委員会に対して、請願又は陳情をしようとする者は、教育長の許可する時間内において事情を述べることができる。</u>
第 9 条～第 15 条 略	第 10 条～第 16 条 略
第 4 章 請願	
(請願の提出)	
第 16 条 教育委員会に対して請願をしようとする者は、文書をもって次に掲げる事項を邦文で記載し、押印の上、教育長に提出しなければならない。	
(1) 件名	
(2) 提出年月日	

(3) 請願の趣旨

(4) 請願の理由

(5) 請願者の住所及び氏名（法人の
場合にはその名称及び代表者の氏
名）

(請願の処理)

第 17 条 教育長は、前条の規定により
請願の提出を受けたときは、その処理
について、教育委員と協議の上、委員
会の会議に諮らなければならない。た
だし、記載に不備等がある場合につい
ては、この限りでない。

2 請願者は、教育長の許可する時間内
において、事情を述べることができ
る。

3 教育委員会は、審議の結果、採択と
して決定した請願は、その結果のみを
請願者に通知し、不採択として決定し
た請願は、その理由を付して、請願者
に通知する。

4 その他請願に関して必要な事項は、
教育長が別に定める。

(陳情の処理)

第 18 条 陳情又はこれに類するもので
教育長が必要があると認めるものは、
請願の例により処理するものとする。

第 5 章 補足

(雑則)

第 19 条 この規則の施行に関し必要な
事項は、教育長が会議に諮って定め

第 3 章 会議録

(雑則)

第 17 条 この規則の施行に関し必要な
事項は、教育長が会議に諮って定め

る。	る。
----	----

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

松江市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則

松江市教育委員会教育長に対する事務委任規則(平成 17 年松江市教育委員会規則第 8 号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
(専決) 第 4 条 教育長は、第 1 条第 1 項各号に掲げる事務のうち次の各号に掲げるものを専決することができる。ただし、異例に属するもの又は重要なものについてはこの限りでない。 <u>(1) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の軽易な事項(法令又は条例等の制定又は改廃に伴う用語の整理など政策的な内容の変更を伴わないものに限る。)</u>に係る制定又は改廃に関すること。 <u>(2) ～ (6) 略</u> <u>2 教育長は、前項の規定により専決をした事務のうち、特に重要と認めるものについては、次の教育委員会の会議に処理の状況を報告するものとする。</u>	(専決) 第 4 条 教育長は、第 1 条第 1 項各号に掲げる事務のうち次の各号に掲げるものを専決することができる。ただし、異例に属するもの又は重要なものについてはこの限りでない。 <u>(1) ～ (5) 略</u>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

松江市教育委員会教育長職務代理者に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第13条第2項の規定に基づき、教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときにその職務を行う教育委員会の委員（以下「教育長職務代理者」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(教育長職務代理者の指名)

第2条 教育長は、教育委員会の委員（以下「委員」という。）の中から教育長職務代理者を指名するものとする。

2 教育長は、前項の指名をしたときは、その結果を教育委員会の会議に報告するものとする。

(教育長及び教育長職務代理者ともに事故があるとき等の措置)

第3条 教育長及びあらかじめ指名された教育長職務代理者がともに事故があるとき、又は欠けたときは、前任の委員（前任の委員が2人以上あるときは、これらの者のうち年長のもの）が教育長職務代理者に指名されたものとみなす。

(事務局職員による代理)

第4条 教育長職務代理者は、教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときに、教育長の職務を行うこととなったときは、法第25条第4項の規定に基づき、その期間に限り、次に掲げる職務を教育委員会の事務局の職員に委任し、又は臨時に代理させることができる。

(1) 松江市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成17年松江市教育委員会規則第8号）の規定による教育事務に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、教育長職務代理者が行うべき事務のうち、教育長職務代理者が行うことが困難であると教育委員会が認める事務に関すること。

2 前項の規定により教育長職務代理者がその職務を委任し、又は臨時に代理させる教育委員会の事務局の職員及びその順位は、次のとおりとする。

(1) 第1位順位 副教育長の職にある者

(2) 第2位順位 次長の職にある者

附 則

この規則は、公布の日から施行する。